

中標津町教育大綱

平成28年1月25日決定

1 はじめに（策定の趣旨・位置づけ）

中標津町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本町の教育行政を推進するための指針として策定する。まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「第6期中標津町総合発展計画 後期基本計画（平成28年4月施行予定）」を基に定めるものです。

この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議し、調整した上で策定したものです。

2 期 間

大綱の実施期間は、平成28年度から平成32年度（第6期中標津町総合発展計画 後期基本計画期間）までの5年間としますが、今後の社会情勢等の変化・動向を踏まえ、適宜改定するものとします。

3 理 念

人が輝き歴史と文化を育む（第6期中標津町総合発展計画）

※歴史の新しい町だからこそ、今生活している自分たちが文化と歴史をつくる

- ① 育てたい子どもの姿…他者に優しく思いやりをもち、社会の中で生きる力をもつ
- ② 地域社会・家庭の姿…地域の自然や文化を愛し地域をつくることで、地域に貢献し、家族・隣人と共に楽しく生きる
- ③ 行政の教育への姿勢…安心して暮らせる、住みやすく、住み続けたいまちづくりの中で、子どもの家庭環境・学習環境を整えることを促す

4 施 策

① 学校教育の充実

- 幼児教育の充実 ○社会で生きる確かな学力の育成
- 豊かな心と健やかな体の育成 ○信頼される学校づくりの推進
- 学校施設の整備・充実 ○学校給食の充実 ○学校規模の適正化
- 教育関係団体への補助 ○経済的負担の軽減、奨学金制度の充実
- 町立中標津農業高校の充実

② 青少年の健全育成

- 青少年健全育成体制・環境の整備 ○青少年の体験・交流活動の促進

③ 生涯学習の推進

- 生涯学習講座の充実 ○生涯学習情報の提供
- 生涯学習団体への支援 ○生涯学習関連施設の充実
- 郷土館の充実 ○家庭教育支援の充実

④ スポーツの振興

- スポーツ施設の整備充実・有効活用 ○スポーツ団体の運営支援
- スポーツ指導者の養成・確保 ○スポーツ活動の普及促進

⑤ 文化・芸術の振興

- 文化・芸術団体指導者の育成
- 文化・芸術の鑑賞機会と発表機会の充実 ○文化財の保護と活用